

「知的財産推進計画 2018」・「知的財産戦略ビジョン」の策定に向けた 意見募集における主な意見

知財教育

- ・ 国家事業として知財教育を推進していることを周知すべき。
- ・ 知的財産の一部でなく全体を体系的に学ぶようにすることが必要。
- ・ 著作権分野についても同様に力を入れるべき。
- ・ 特に理系大学生に対する事業現場での具体的な知財活用や知財戦略など、知財の事業貢献に関する知財教育のカリキュラム強化を推進すべき。
- ・ 普通高校における理系の創造教育を推進することが必要。
- ・ 教員養成課程において知財教育を必修とすべき。
- ・ 現職教員が知財教育を受ける仕組みを構築すべき。
- ・ 教材や教員用指導書の開発・普及を行う民間の取組を奨励すべき。

知財人材育成

- ・ IP ランドスケープ業務を行い得る人材を育成すべき。
- ・ 事業戦略の観点から、例えば効果的な企業間連携を実現する等、契約を駆使した知的財産マネジメントを行うことができるような人材を育成すべき。
- ・ ビジョンにおいて、知財人材の育成についても言及すべき。

地方・中小企業

- ・ 専門教育を行う高校と地域の企業との知財を活用した連携を推進すべき。
- ・ 全ての中小・ベンチャー企業が知的財産を理解できる人材を一人は育成・確保することを推進すべき。
- ・ 引き続き、知財関連資格の取得を奨励すべき。
- ・ 特に経営層に対し、先進的な知的財産戦略や知的財産マネジメントをより一層普及・啓発すべき。
- ・ 知的財産に関連する契約法務を充実させるために必要な支援策を検討すべき。
- ・ 地域における弁理士・弁護士等の知的財産に関係する人材の連携を強化すべき。

産学・産産連携

- ・ 大企業やアカデミアとの提携を促進する仕組み作りを行うべき。
- ・ 国等の公的機関が主導して、シーズを持つ企業等とニーズを持つ者とをマッチングするシステムを構築することを検討してはどうか。
- ・ 事業起点の事業プロデュースチームの設置と目利き人材の増員を期待する。
- ・ 地域・中小企業とのマッチングに貢献した大企業への金銭的インセンティブの付与を検討すべき。

知財紛争処理システム

- ・ 懲罰的な損害賠償や課徴金等は日本の制度にはなじまず、また諸外国（米国を除く）と比較しても高額であることから、法改正による損害賠償額の引き上げは望まない。
- ・ 訴訟のインセンティブ目的での懲罰的賠償制度の導入には断固して反対する。

- ・ 「標準必須特許裁定」について、ガイドラインの策定及び判定制度の必須性の判断にとどまらず、将来的には法的拘束力を持った、標準必須特許の必須性及びライセンス料率等の判断を行う仕組み作りの検討につなげて欲しい。
- ・ FRAND 宣言した標準必須特許のみならず、社会に与える影響が大きいインフラに係る標準必須特許や、当該標準必須特許と関連性が強い周辺特許等などについても、ガイドラインの対象とすべき。
- ・ 権利侵害の場合であっても差止命令と差止範囲は裁判所の裁量事項とすることについて検討すべき。
- ・ 判定制度を活用した標準必須性に係る判断について、PAE に悪用されない運用を期待。
- ・ 我が国に世界をリードする国際仲裁機関を設置することを検討すべき。

医療分野

- ・ 医師の免責を認め、基盤技術の公共性なども考慮した上で、医療行為を含む発明を特許化できるようにすることについて検討すべき。
- ・ 医療データ利活用の仕組みづくりやデータプラットフォームの整備を加速すべき。

国際

- ・ TPP 協定への復帰を米国に働きかけ、早期に TPP 協定の完全発効を目指すべき。
- ・ 特許庁からの駐在員の数を増やすなどして、国際機関や新興国におけるサポートなどをさらに推進し、日本国の影響力を高めるべき。
- ・ 通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるように、諸外国へ日本特許庁から働きかけを行うべき。
- ・ 知的財産システム向上に向けた国際連携の強化について、継続して取組んで頂きたい。
- ・ グローバルな権利取得に向け、国際的な審査ハーモを日本特許庁主導で推進すべき。

データ

- ・ データの利活用についての国際的なルール作りを日本主導で行うべき。
- ・ 競争領域の「データ囲い込み」と協調領域の「データ利活用」は、ビジネスモデルに依りどちらも競争優位の源泉となりえるので、バランスのとれた法整備・運用を希望する。
- ・ 諸外国での商業データの域外持出し規制について、日本政府による実態把握と必要な対策を要望する。
- ・ データ構造の特許審査に係る事例の周知について、更なる事例の追加と国際的な調和を要望する。
- ・ オープンデータ化について、日本としてどのような形で推進するべきか検討すべき。

標準化

- ・ 標準化活用支援パートナーシップ制度について、継続的な活動を推進すると同時に、成功例の周知による更なる啓発を期待する。

知財の価値評価

- ・ 知的財産の価値を適切に評価する手法あるいは仕組みの検討に、引き続き積極的に取り

組むべき。

産業財産権法制度

- ・ 侵害とみなす行為に用いる「物」にはデータも含むように特許法、実用新案法及び意匠法を改正することを検討すべき
- ・ 新しいタイプの商標に係る出願について、蓄積された審査事例に基づくより具体的なガイドラインを作成し、ユーザーのブランド戦略構築支援に資するようにすべき。
- ・ 普通名称化した商標等、後発的に識別力を喪失した商標を取消す制度の必要性を議論すべき。
- ・ 平成 27 年の不正競争防止法の改正で新たに規定された、推定規定（第 5 条の二）は生産方法についてのみ規定され、その他は政令で定めるとされているが、「分析方法」、「評価方法（予測方法を含む）」で推定する場合の要件を明確にして政令に規定して欲しい。
- ・ 11 年目以降の特許料の減免について検討すべき。

農水

- ・ 農林水産業における企業・団体等への知財の保護・活用策の支援を拡充すべき。
- ・ 農林水産系研究機関の職員の知財スキルを高める取組を行うべき。
- ・ 農林水産分野の知財と J A S 法等関連法の組み合わせによる広い知財保護方法の研究・検討を行い、その成果を農林水産業における企業・団体等へ還元すべき。
- ・ 育成者権の権利範囲の判断基準の明確化を含め、育成者権者に使いやすい制度となるように検討を行うべき。

弁理士

- ・ 知財教育や標準化関連業務に弁理士を一層活用すべき。
- ・ 弁理士業務の国際化に対応するため、国際化対応研修の受講を徹底すべき。
- ・ 一人弁理士事務所の弁理士が何らかの理由により代理業務が継続できなくなった際に、その弁理士の業務を引き継いでくれる弁理士を簡単に探せる仕組みを作るべき。

その他

- ・ パテントボックス税制について検討すべき。
- ・ J-PlatPat 等の無償サービスの機能拡充を図るべき。
- ・ ブロックチェーン技術の知財実務への適用について、産官学で検討を進めてはどうか。
- ・ 今後も各国における生物資源（遺伝資源）の利用と保護が適切に調和されるよう、日本国政府として積極的に関与して頂きたい。